

産業関連構造調査（通信・放送業等投入調査）  
**調査票の記入の手引**

調査対象事業：公共放送業

<調査票の提出方法>

- ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に封入してご返送ください。
- 電子調査票の利用及び電子メールによる提出も可能です。

<調査票の提出期限>

- 調査票の提出は、令和3年10月31日までをお願いします。

<調査票の記入のしかた>

- 調査票の記入は、黒色のボールペン又は鉛筆をお願いします。
- 金額欄は万円単位としていますが、概算でも可能な限り記入してください。  
(十万円以上の単位で記入する場合は、記入単位未満の桁を「0」で埋めて下さい。)

<調査票の記入についてのお問い合わせ>

- 調査票の記入についてのご質問などございましたら、下記までお問い合わせください。

**「通信・放送業等投入調査」事務局**

電 話：0120-700-498（通話料無料）

※携帯電話・IP電話からのご利用いただけます。

[受付時間] 平日(土・日・祝日を除く) 9:30~17:30

(業務委託先) ※総務省は本調査を下記事業者に委託して実施しています。

株式会社 東京商工リサーチ

〒100-6810 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル

## <調査対象事業について>

○本調査の調査対象事業の分類及び範囲は、以下のとおりです。

調査対象事業についての記入は  囲みの事業を対象として下さい。

事業の種類	事業の範囲
郵便・信書便業	郵便物，信書便物，郵便切手類，印紙の取扱
固定電気通信業	固定通信サービス（インターネット接続を含む）
移動電気通信業	移動通信サービス（インターネット接続を含む）
電気通信に附帯するサービス業	携帯電話契約事務取扱，空港無線，移動無線
<b>公共放送業</b>	<b>公共放送</b>
民間放送業	テレビ放送，ラジオ放送，衛星放送
有線放送業	有線テレビ放送，有線ラジオ放送
インターネット附随サービス業	インターネットを利用するサービス提供

(備考)

○物品販売は除いてください。

○「郵便・信書便業」には，銀行窓口業務及び保険窓口業務を含みません。

○「固定電気通信業」には，以下を含みます。

インターネット・サービス・プロバイダ (ISP)，インターネット・データ・センター (IDC)，  
インターネット・エクスチェンジ (IX)，サーバー・ハウジング，サーバー・ホスティング

○「インターネット附随サービス業」には，以下を含みます。

ウェブ情報検索・提供，サイト運営，コンテンツ配信，アプリケーション提供，  
電子認証，課金・決済代行，情報ネットワーク・セキュリティ

なお，ホームページやアプリケーションソフトの「制作」については含みません。

## <調査項目の内容について:公共放送業>

○調査票3 ページ目の項目内容について解説します。

運輸関連	
運送料	物品の輸送費の支払が該当します。
倉庫料	物品の保管費用の支払が該当します。
郵便・信書便への支払	郵便・信書便の経費が該当します。
通信関連	
固定電気通信への支払	固定通信サービス(インターネット接続を含む)への支払が該当します。(左頁の備考を参考にしてください。)
移動電気通信への支払	移動通信サービス(インターネット接続を含む)への支払が該当します。
インターネット関連への支払	インターネットを利用するサービスへの支払が該当します。(左頁の備考を参考にしてください。)
携帯電話取扱店への支払	自社の業務で使用する携帯電話の契約手数料が該当します。 ただし、電話機の購入代金は調査票4ページの「305 通信機器」に記入してください。
放送関連	
公共放送への支払	公共放送に関連する管理・サービス等の他社への支払が該当します。 (なお、他の項目に該当すればそちらに記入してください。)
民間放送への支払	<b>番組の購入費等の他社への支払が該当します。</b> なお、事業所として契約する一般の有料サービス料金の支払も含めて下さい。
有線放送への支払	
メディア・興行関連	
広告・宣伝への支払	<b>広告会社への支払がすべて該当します。</b> (インターネット, 新聞, 雑誌, 交通その他の自社の広告宣伝への支払も該当します。)
映像, 音声, 文字情報制作への支払	<b>外部に委託した</b> 番組及びCMの制作, 出版物の制作に関する費用の支払が該当します。
興行場・興行団への支払	<b>自社制作の</b> 番組に係るタレントや芸能プロダクション, 劇団, 楽団, 演芸・スポーツ等興行団への支払, 劇場, 演芸場, コンサート会場, スポーツ会場への支払が該当します。

※「著作権等使用料」について

文芸・学術・美術・音楽などの著作物を使用した際に支払った使用料等については、

247 上記以外 の( )に「著作権等使用料」と記入し、まとめて金額を記入してください。